

令和3年3月19日

生徒・保護者の皆さま

県立新城高等学校
校長 森 加津子

国における緊急事態宣言解除に伴う本校の教育活動について（お知らせ）

春暖の候、皆様におかれましては、日ごろより本校の教育活動に対しましてご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和2年度につきましては、臨時休業、時差通学、短縮授業などの新型コロナウイルス感染症予防への様々な対策を行う中、生徒の皆さん、保護者の皆さまには、多大なるご理解とご協力を賜りましたことをあらためて感謝申し上げます。

この度、令和3年3月21日をもって国における緊急事態宣言が解除されることを受け、別紙（3月18日付神奈川県教育委員会教育長通知抜粋）「県立学校における児童・生徒等への対応等（参考資料）」のとおり、教育活動については、感染防止対策を徹底しながら概ね1か月程度を段階的緩和期間と定め対応することとなりましたのでお知らせします。

具体的には、今年度中は時差通学を継続し、3月行事予定表にて提示した特別時間割で球技発表会や生徒総会等の行事を行うこととします。部活動についても万全な感染症対策を講じたうえで活動することとします。

また、学年末・学年始休業中についても、引き続き不要不急の外出や密集した空間を避けるとともに、マスクの着用、手洗い、手指消毒等の基本的な感染防止に努めるとともに、風邪対策を含め、感染症予防と健康管理に努めていただくようお願いいたします。

本校では、今後とも生徒の安全・安心の確保と生徒の学びの保障の両立はもとより、可能な限り部活動の推進や学校行事の充実などを図り、実りのある教育活動を展開してまいりますので、ご協力くださるようお願いいたします。

なお、令和3年度当初の登校時間等については、後日お知らせします。

問合せ先

（教育活動全般に関すること）

副校長 坂本 教頭 井澤

電話 044-766-7456

（学習面の相談、諸連絡等）

1 学年 電話 044-766-7458

2 学年 電話 044-766-7438

【別紙（3月18日付神奈川県教育委員会教育長通知抜粋）】

県立学校における児童・生徒等への対応等（参考資料）

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 段階的緩和期間が継続される間は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。（令和2年12月25日付け通知時点の対応に戻す。）
- 段階的緩和期間が終了した後は、授業実施上の留意点を踏まえて実施する。（令和2年7月9日付け通知時点の対応に戻す。）

ウ 入学式について（令和3年1月27日付け通知のとおり。）

- 感染防止対策を講じて実施する。
- 実施に当たっては、次のように対応する。
 - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。（左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保。）
 - ・ 式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。（高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各学校の実情に応じる。）

エ 部活動について（令和2年12月25日付け通知時点の対応に戻す。）

- 段階的緩和期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。（令和2年12月25日付け通知時点の対応に戻す。）
- 段階的緩和期間中は、県内の大会等の参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。（令和2年12月25日付け通知時点の対応に戻す。）
- その後は、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。（令和2年7月9日付け通知時点の対応に戻す。）

オ 修学旅行等について

- 修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。

カ 入学者選抜について

- 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。

キ P T A活動について

- P T A活動については、P T A役員等とよく話し合った上で、感染防止対策を十分に講じて行うこと。

ク 学校施設開放について

- 県民の健康的な生活を維持するため、学校施設開放は継続するが、不要不急の外出、特に夜間の外出を自粛する必要性を踏まえ、段階的緩和期間中の夜間（20時以降）における利用は、引き続き中止とする。

※この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。